

[平成14年第 6回12月定例会-12月10日-02号]

◆1番(松坂知恒議員) 連合同志会の松坂でございます。本日、最後の一般質問でございますので、御清聴どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、新産業育成についてお尋ねいたします。

広島地域の産業振興については、秋葉市長みずから外国訪問の際、大手自動車メーカーのゼネラルモーターズに調査団の広島訪問を要請し、また、諸外国から経済ミッションの訪問を要請し、また、そのいずれも実現に至るなど、その精励ぶりには敬意を表するものであります。また、本年においても、広島市の呼びかけで地元企業を中心に広島自動車デザイン開発会社が設立され、また、広島市が早稲田大学に呼びかけ、広島未来エネルギー研究会が発足し、早稲田大学や広島大学、さらに、大手企業10社や科学技術振興事業団などの行政機関が設立に参画するなど、新会社、新産業の振興に大きな期待がかけられております。

また、本年3月、活力ある経済都市広島の実現に向けて、広島市新産業政策策定調査報告書が権田金治東海大学教授を中心にまとめられました。その検討内容は、詳細な調査分析に基づく斬新なものであります。残念ながら権田先生は、昨年12月、取りまとめの作業中に亡くなられておられます。この場で御紹介し、御冥福を祈りたいと思います。

そこで、広島市の新産業政策についてお尋ねします。

1、新産業育成に関して広島市が目指す方向だけではなく、到達点もあわせて明確にすべきと思うがいかがでしょうか。

2、その到達点、目標とは、具体的にどのような状況を指すのかお答えください。

3、広島市は、どのような利益を地域にもたらそうとしているのかお答えください。

また、新産業育成に当たっては、限られた資本、労働力、時間を有効に活用することになると思います。お尋ねいたします。

1、事業開始後、一定期間の目標を定め、到達に至らなかった事業については、早期の見直しを図るなど整理をする必要があると思うがいかがでしょうか。

2、総花的な配分ではなく、分野を限定した投資が必要になると思います。そこには行政が明確なビジョンを持って効果的な誘導をすべきと考えますがいかがでしょうか、お答えください。

次に、暴力団対策についてお聞きします。

広島市の暴走族は、暴力団と結びつくことにより組織化され、上納金の徴収により資金源となるなど、暴力団の下部組織として市民生活に多大な影響を与える存在になってまいりました。一方、広島市は、本年4月、広島市暴走族追放条例を施行し、対策に取り組んでいるところであります。先日のえびす講は、歩行者天国も復活し、久しぶりに落ちついて祭りを楽しむことができました。

しかしながら、暴走族の存在は依然として市民の危惧するものであることに変わりはありません。暴力団と結びついた暴走族の根絶は、全市民の願いであります。そこでお尋ねします。

1、暴走族を根絶するには、暴力団との連携を絶つことが必要と考えますが、その方策はいかがでしょうか。

2番、暴走族からの脱会促進、入会阻止の方策はいかがでしょうか。

3番、暴走族追放基本計画によると、家庭、学校、地域、職場が連携して少年の居場所をつくることとありますが、どのように具体化するのでしょうか。

4番、緊急雇用対策費を活用するなど、広島市が率先して少年たちを雇用し、有償で仕事をさせることが居場所づくりに大いに有効であると考えますがいかがでしょうか。

5番、地域において夜間徘徊する少年に声かけをすることも必要ですが、その声かけグループをどのように組織化しておいででしょうか、お答えください。

6番、本年4月、暴走族追放条例を制定したところですが、その効果は現在どのように上がっているのでしょうか。

7番、県警を含めた県行政との連携が必要と考えますが、その連携はどうなっているのかお聞かせください。

次に、契約についてお聞きします。

福山市で暴力団の圧力を背景に市の発注工事を不当に受注していた業者、日大が県警に摘発されました。広島市が契約する業者の中にも暴力団と関係する業者が存在するのではといった懸念の声を耳にします。そこでお尋ねします。

1、広島市も契約に当たって、改めて業者と暴力団との関連を調査すべきではないでしょうか。

2番、契約に当たって、暴力団関連業者を排除する仕組みはあるのでしょうか。

3番、県警を含めた県行政との連携が重要と思いますが、その連携はどうなっているのでしょうか、お答えください。

また、広島市としても暴力団の追放を明確に宣言し、市民に暴力追放を呼びかけ、率先していくために、暴力追放都市宣言を発表し、広島市の決意を明らかにすべきと考えますが、市の方針をお答えください。

障害者福祉についてお尋ねいたします。

自宅から授産施設や作業所に通所し、社会活動に参加している障害者の皆さんが多数おられることは御存じのとおりであります。同居する家族にとって、自分の老後や亡くなった後のことが心配であるとの声がたくさん寄せられております。そのためにも早期にグループホームを整備し、集団での自立を目指すことが求められております。また一方、グループホームの整備促進のため、一定の要件を満足すれば運営費を補助する制度が確立されております。広島市の計画によると、グループホームの目標定員は、平成18年度末で精神障害者、知的障害者で、それぞれ90名とのこととあります。

そこでお尋ねいたします。

平成 14 年度末で精神障害者のグループホームは 14 名の整備予定しかありませんが、このままで平成 18 年度末の 90 名の目標が達成できるのでしょうか。

2 番，補助対象を法人格を持つ団体に限定しておりますが，補助対象を広げてでも目標達成に邁進すべきではないでしょうか。

3 番，知的障害者のグループホームは法人格がなければ補助対象としないとのことですが，高い志と十分な支援体制を持った非法人も補助対象と認めるべきと思いますがどうでしょうか，お答えください。

また，法人格を持つ団体のみを対象とする小規模通所授産施設の制度ができたため，市内に多数ある小規模作業所が統合され，縮小されるとの不安や懸念の声が多くの利用者から上がっております。地域に根づいた小規模作業所は存続させ運営費の補助も継続すべきであります。

そこで，小規模作業所についてお尋ねします。

1，広島市は統合，縮小の方針なのでしょうか。

2，現在の作業所への運営費補助は期限を限って打ち切られる予定なのかお答えください。

次に，広島市の給食についてお聞きします。

遺伝子組みかえ技術を利用して除草剤の影響を受けない，害虫に強いといった性質を与えられた遺伝子組みかえ食品については，残留農薬が増加するなどの危険性があります。そのため，多くの市民からその安全性を危惧する声が上がっております。

また，食品添加物についても同様の懸念の声が寄せられており，特に幼児，小児については，遺伝子組みかえ食品や食品添加物を摂取することへの影響が大いに心配されているところであります。そのため，遺伝子組みかえ食品や安全性が確認されていない添加物を広島市が供給している給食には使わないようにという要望が出ております。

そこでお尋ねいたします。

1，広島市立の学校，保育所，病院，一時保護所などでの使用状況はいかがでしょうか。

2 番，使用の状況を広島市は，どのような方法で確認しているのでしょうか。

3 番，広島市は，今後どのように対応していくのでしょうか。

4 番，また，卵，牛乳，小麦，そば，落花生など，食物アレルギーの子供たちへはどう配慮しているのかお答えください。

次に，広島県出島処分場事業連絡調整協議会の設置についてお尋ねします。

本年 8 月，秋葉市長は広島県が作成した出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価書について市長意見を提出されました。住民に対する今までの県の説明では，大方の住民の合意は得られていないため，早急に協議会を設置し，住民理解の形成に努めるよう提案されました。それを受けて県は，広島県出島処分場事業連絡調整協議会を設置し，11 月 29 日，第 1 回の会合が持たれたところです。

しかしながら、協議会の設置要綱には多くの疑問を抱かざるを得ません。事業者であり住民と対峙すべき県の環境局廃棄物対策総室長が、みずから協議会の会長を務め、議事進行をとり行うのみならず、設置要綱には会長のみが学識経験者の出席を求めることができるなど、権限の集中化が図られています。まさに相撲取りが回しを締めながらも行司役を兼ねているといった不適切な状況のもと協議会がスタートしました。これでは協議会は、事業者である県の思うがままに運営され、事業者に有利な一方的な結論が導き出されるという懸念があります。広島市は、あくまでも市長意見に述べてあるように、大方の住民合意が得られるよう粘り強く県に働きかけるべきであります。

そこで質問をいたします。

1 番、市長意見を受けて県が協議会を設置したが、協議する内容とは一体何でしょうか。

2 番、協議の内容は、この事業にどのように反映されるのでしょうか。

3 番、県は大方の住民の理解を求めるため、この協議会でどのような説明をするのでしょうか。

4 番、大方の住民の理解が得られていない状況にもかかわらず、広島市は事業者が提出する設置許可申請に許可を本当に与えるのでしょうか。

5 番、広島市環境局からも 1 名、協議会に参加しておりますが、彼の発言を聞く限り、県に追随する立場をとろうとしております。市長の代理者として市長意見の実現を事業者に求めるべく発言すべきではないでしょうか。

6 番、学識経験者は、公平公正な立場で発言すべきだと考えますが、事業者のみの意向によって選任、出席させ発言させるのは公平公正ではありません。住民の求める学識経験者も出席させるよう広島市から協議会に諮るべきではないでしょうか、お答えください。

次に、出島産業廃棄物処分場の設置許可申請についてお尋ねします。

事業者の提出する許可申請を広島市は、どのような手法で審査するのか。護岸の安全性、遮水シートの耐久性、余水の処理能力などについて独自の情報収集や調査、研究はしないのかお答えください。

次に、出島処分場に対する環境局の指導についてお尋ねします。

1 番、事業開始前に、どのような指導を行うのでしょうか。

2 番、事業開始後は、どのような指導を行うのでしょうか。

3 番、廃棄物護岸が崩壊する、遮水シートが破れるなどといった管理型処分場としての要件を満たさなくなった場合、どう措置されるのでしょうか。

4 番、廃棄物が処分場外に漏出する場合は想定されますが、どのようにチェックされるのでしょうか、お答えください。

段原土地区画整理事業についてお聞きします。

段原西部の土地区画整理事業については、事業当初の昭和 55 年、広島市の企画関係者会議において小宅地対策を決定し、無減歩、もしくは減歩緩和を措置し、清算金については、小宅地用地の買い上げ価格で清算すると決められました。その後、この小宅地対策に基づ

いて地域住民に説明し、事業への協力を取りつけてきたところです。

ところが、工事が終了した平成10年10月に至って、広島市は突如その小宅地対策を変更し、買い上げ価格、坪平均53万円の清算金を100万円とする換地計画案を縦覧しました。これに対し住民は、約束と違う、詐欺ではないかと抗議したところ、広島市は、当初、住民の記憶違いであると混乱の責任を住民に押しつけようと突っぱねておりましたが、調査の結果、買い上げ価格で清算すると広島市が住民に説明してきたことが確認されました。また、一般宅地についても説明がないまま一方的に坪100万円で増し換地が実施されるなど、広島市が減歩のみの説明を行い、発生する清算金について一切説明していないなどの問題も発生しております。

結局、有効な解決策が提示されないまま換地計画案の縦覧より4年と2カ月が経過しました。その間、区画整理後の土地登記も未実施のため、さまざまなそごが生じています。また、清算金の額が決定されないことによる不安は、住民の間に4年間増大しております。これは、ひとえに広島市の失策によるものであり、広島市がみずから責任を持って解決すべきであります。

そこでお尋ねいたします。

1番、平成10年10月に縦覧した換地計画案は、住民の同意が得られないまま今日に至っております。問題となっている小宅地清算金についてどう考えているのかお答えください。

2番、本年3月以来、審議会の開催は中断されております。審議会の意見を十分聞いた上で、新しい換地計画案を立案すべきと考えますが、いつ審議会を開催するのかお答えください。

3番、一日も早い解決が望まれます。これ以上、先延ばしすることは許されないと思いますが、広島市の考えはどうかお答えください。

段原東部の区画整理事業についてお尋ねします。

東部の事業については、区画整理事業の計画決定は平成7年ですが、主要道路の計画決定からは30年以上が経過していると聞いております。家屋は、いずれ解体除却されるため、住宅の新築や増改築もままならないままに30年間居住している住民も多数おられます。いつまで待たせるのかという声がすべての住民からわき起こっている現状です。おかれている事業の前進が全住民の願いであります。

そこでお尋ねいたします。

1番、段原中学校の移転については、どのような状況でしょうか。また、現在の課題は何でしょうか。

2番、事業全体の進捗状況と今後の日程についてお答えください。

3番、移転工事の開始はいつからかお答えください。

4番、段原西部再開発のような大きなトラブルを発生させないために現在採用している方策は何でしょうか、お答えください。

以上で質問を終わります。どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

○戸田満 副議長

市長。

[秋葉忠利市長登壇]

◎秋葉忠利 市長

松坂議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、新産業育成に当たって行政の明確なビジョンが必要であり、それによって効果的な誘導をすべきではないかという趣旨の御質問がございました。

本市経済の活性化を図っていくためには、自動車関連産業を初めとする既存産業の高度化・多角化と、今後成長が期待される情報通信関連、環境関連等の新事業、新産業の育成、さらには、国内外からの企業等の立地誘導などを積極的に推進していくことが重要であると考えております。

このことから、本市においては、今年3月に広島市新産業政策を策定し、その基本目標を広島の競争力を高める産業集積の創出と強化とし、また、目指すべき方向として将来有望な産業分野の育成を図るための技術革新の仕組みづくりと新しい産業集積の創出及び既存の産業集積の充実・強化と事業機会の創出の二つを掲げています。さらに、この中では、将来、本市に有望な産業分野を情報通信、環境、医療・福祉、ビジネス支援などの8分野に絞るとともに、重点的に取り組むべき施策として知識移転・知識共有の推進、産業連携・技術移転の推進、産業集積の形成・強化といった三つの柱を挙げています。

こうした考え方をもとに、大学等のシーズと産業界のニーズ、それらを結ぶ行政のコーディネートといった産学官の連携を密にすることにより新産業の育成を図ることにしていますが、現時点での具体的施策としては、広島自動車デザイン開発会社の設立支援、IT産業と自動車関連産業を組み合わせた新事業の創出を図るためのビジネスインキュベーションセンターや未来エネルギー研究機関の立地誘導などが挙げられます。

また、これらのプロジェクトを推進していくためには行政がかじ取り役となり、企業と企業を結びつけ、さらには、学の協力を呼びかけていく必要がありますが、あくまでも企業が中心となって、それを行政が積極的に支援していくことが基本であると考えています。今後とも、新産業の育成のためには、人間的な目的のために科学技術を使い産業を興すという理念のもと、広島の強みを生かし、産学官の連携に取り組むことにより広島経済の活性化を図ってまいります。

次に、暴走族について条例施行後の成果についての御質問がございました。

暴走族の反社会的な活動を防止することにより、市民生活の安全と安心が確保される地域社会実現を目的とした広島市暴走族追放条例を、本年4月1日に施行するとともに、暴走族の集会对策として4月6日以降、関係職員で毎週土曜日の夜、西新天地公共広場、中央公園のハノーバー庭園南側広場等において条例の周知活動や集会の注意活動を実施してまいりました。

また、フラワーフェスティバルやとうかさなどに、地元の皆さんや青少年指導員、関係職員とともに私も参加し、暴走族に声かけを行うなど、条例の周知活動を実施しました。

条例制定の効果といたしましては、袋町公園での蝟集、集会がなくなり、フラワーフェスティバル、とうかさん、えびす講に特攻服を着用した暴走族があらわれなかったことや、暴走族追放の市民意識が高まったことなどが考えられます。

また、11月23日の夜、西新天地公共広場におきまして、暴走族が面倒見の指示により違法な集会を強行したため、警告の後、退去命令を行い、面倒見1名、暴走族少年2名が県警に現行犯逮捕され、その後、当日の違法な集会に参加した暴走族の半数以上が自主的に県警に出頭し、暴走族からの離脱を申し出るなど、条例制定の効果があったと認識しております。しかしながら、依然として、特攻服を誇示する暴走族の実態があり、今後も市民や関係職員による注意活動を根気強く継続することが必要だと考えております。

暴走族問題の解決には、ただ単に集会を防止するだけでなく、暴走族からの離脱の促進や加入の防止、居場所づくりなど、総合的な施策の実施が重要であります。このため、本市を初め家庭、学校、職場、地域、事業者などが互いに力を合わせて暴走族対策に取り組んでいくための指針として、去る10月28日に広島市暴走族追放基本計画を策定いたしました。さらに、この基本計画を具体化するため、今年度中を目途に広島市暴走族追放行動計画の策定作業を現在進めており、全市を挙げて暴走族問題の根本的な解決に取り組んでいきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当局長から御答弁申し上げます。

○戸田満 副議長 財政局長。

◎平野隆 財政局長 暴力団対策に関しまして、契約についての御質問がございました。お答え申し上げます。

本市発注の建設工事から、いわゆる暴力団等を排除することに関しましては、国からの「建設業からの暴力団等排除の徹底について」の通知を踏まえまして、昭和62年11月に広島市建設工事暴力団排除措置要綱を制定いたしまして対処しております。

また、平成10年11月に警察庁から示されました指名除外規定を厳しくする改正モデルに関しまして、モデルに沿って平成11年4月に同要綱を改正しております。

具体的には、同要綱に基づいて、本市発注の建設工事に暴力団等が関与しているとの情報を入手した場合に、警察の参加も求めて対応を協議いたします。広島市建設工事暴力団対策連絡協議会を設置するとともに、本市の入札参加資格登録業者に関しまして暴力団等がかかわっているとの情報が寄せられた場合には、当該情報の信憑性を警察に依頼して確認し、暴力団関係者が本市の入札参加資格登録業者の経営に参画していることについて警察等からも通報を受けております。これらの確認や通報に基づいて、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止の要件に該当する場合には、指名停止措置を講じることとなります。このように本市の入札参加資格登録業者と暴力団等との関係につきましては、日ごろから警察との情報交換を行っており、また、広島県とも行政として種々の情報交換を行っております。

さらに、昨年施行されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基

づく適正化指針によりまして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨を踏まえて、公共工事からこれらの者を排除するため、警察本部と緊密に連携し、情報交換等を十分に行うよう努めるものとされており、引き続き警察等との一層の連携を図りながら本市発注の建設工事からの暴力団の排除に努めてまいります。

以上でございます。

○戸田満 副議長 市民局長。

◎増田学 市民局長 暴力団対策のうち暴力追放都市宣言に係る御質問にお答えをいたします。

警察当局の取り締まり強化により暴力団の動きは、表面的には鎮静化の傾向を見せておりますが、その一方で、勢力の拡大と組織の温存を図るための資金獲得活動は多様化しており、暴力団の威力を利用して民事事件や経済活動に巧みに介入し、暴利をむさぼるなど、市民生活に大きな脅威を与えております。このような暴力団の排除は市民共通の願いであり、本市としても市民生活の安全と安心を確保する上で重要な課題であると認識しております。市議会におかれましては、これまで昭和 63 年に国に対し、暴力根絶に関する意見書を提出されたのを初め、過去 3 回にわたり暴力追放に関する決議等が行われております。

こうしたことから、本市におきましては、行政や商工会議所、防犯関係団体等で構成する暴力追放広島県民会議や、昨年 30 周年を迎えました広島市暴力追放監視防犯連合会の事業に対する支援を行うとともに、暴力団からの不当な要求に対処するため、いわゆる暴力団対策法に基づいて、事務執行上、暴力団と接触する機会があると思われる関係課の管理職約 200 人を責任者に選任し、研修等により被害防止の徹底を図っております。

今後とも、御提案の暴力団対策やさまざまな暴力の追放に向けて、相談体制の整備を初め、市としてどういう対応ができるのか関係機関と協議、調整を進めていきたいと考えております。その中で、議員御提案の暴力追放都市宣言についても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○戸田満 副議長 社会局長。

◎守田貞夫 社会局長 障害者福祉と給食についての数点の御質問に、順次御答弁を申し上げます。

まず、障害者基本計画上の平成 18 年度までの目標値と達成状況についてでございますが、精神障害者グループホームは、90 人分の整備目標に対しまして、今年度末で 3 カ所 14 人分が整備される見込みでございます。障害者基本計画上の目標値につきましては、障害者に対する福祉施策等についてのニーズ調査に基づきまして、その必要量を設定したものでございまして、大変厳しい財政状況であります。今後とも目標の達成に向けて努力をしていきたいと考えております。

なお、来年度に向けて 2 法人で 26 人分の事業計画の協議を、現在受けておるところでございます。



次に、精神障害者グループホームの補助対象についてでございますが、精神障害者グループホーム事業費の国庫補助対象につきましては、精神障害者社会復帰施設、精神病院等を運営する非営利法人、またはグループホームに対する支援体制の確立をしている非営利法人等とされており、法人には限られておりません。本市におきましては、したがって国と同様な補助対象としております。

なお、非営利法人以外の補助対象としては、国におきまして精神障害者家族会が認められている例がありますので、本市において具体的な事案があれば国と協議いたしまして適切に対応をしてみたいと考えております。

また、知的障害者グループホームの運営主体につきましては、現在、国の補助基準では社会福祉法人、民法法人、NPO法人に限られておきまして、来年度から導入をされます支援費制度におきましても、指定事業者となるには法人であることが必要とされておりますことから、現段階では、個人を対象とすることは困難であると考えております。

次に、小規模作業所に関する質問につきましてお答えを申し上げます。

国におきましては、平成12年度に従来の法定施設、これは通所授産施設でございますけれども、これに比べて設備内容及び資産要件等の緩和が図られました小規模通所授産施設が制度化されております。

この制度を利用いたしますと、小規模作業所の社会福祉法人格の取得が容易になりまして、処遇の充実、経営の安定が図られることから、本市としてもこれを促進していくこととしております。

しかし一方、小規模作業所につきましては、雇用情勢が厳しい中、障害者の就労促進を図る場として大きな役割を果たしておきまして、また、補助金なしに小規模作業所の運営を行うことは困難であると、こういう認識を持っておきますことから、現在のところ運営費等の補助制度を廃止するということは考えておりません。

続きまして、保育所と児童相談所の一時保護所等の給食についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、遺伝子組み換え食品や安全性が確認されていない食品添加物を使用した食品などの使用状況でございますが、保育所につきましては、市民の食の安全性に対する関心の高まりに配慮いたしまして、遺伝子組み換え食品を使用している食品及び混入している可能性がある食品について使用しないよう配慮いたしております。

また、食品添加物につきましても、子供たちの味覚を育てるという観点から、保育所給食は生鮮食品からの調理を基本といたしまして、食品添加物を使用した食品は、魚肉練り製品等必要最小限のものの使用としております。その他、児童相談所、これは一時保護所などの他の部所につきましては、現在、特に使用しないなどの取り扱いは定めておりませんが、今後、適切に対応をしてみたいと考えております。

次に、その使用状況の確認でございますが、保育所給食につきましては、大豆製品など法令上遺伝子組み換えの農産物を使用した食品である旨の表示が義務づけられております

食品につきましては、すべて表示を確認し、遺伝子組み換え食品を使用している食品及び混入している可能性がある食品を除外をいたしております。

なお、しょうゆなど表示義務がない食品につきましては、使用の有無についての確定が困難であるということから、現在、遺伝子組み換え食品を使用しているかどうかの確認はできておりませんが、今後、学校給食などの実施方法を参考にいたしまして検討してまいりたいと考えております。

最後に、食物アレルギーを持つ子供への対応についてでございますが、保育所におきましては、食物に対してアレルギーがあり、該当食品を除去することが必要な園児につきましては、保護者からの申し出によりまして、除去食の給食を提供いたしております。

なお、実施に際しましては、園児の症状や身体の発達に配慮した給食となるよう、保護者より提出されました医師の診断書に基づき、保護者との話し合いを行い、細かな対応を行っております。

その他、児童相談所の一時保護所など、他の部所におきましても、入所前の診察や面接の際にアレルギーの有無を確認いたしまして、原因となる食材を事前に除去した給食を提供するなど同様の対応を行っております。

以上でございます。

○戸田満 副議長 環境局長。

◎斉藤末男 環境局長 出島の産業廃棄物の処分場について御答弁を申し上げます。

まず、連絡調整協議会についての数点のお尋ねに総括的に御答弁を申し上げます。

この協議会、出島廃棄物処分場の環境アセスメントの手続におきます市長意見に基づきまして、先月の22日に事業者である広島県が設置をしたものでございます。

目的内容についてでございますけれども、この協議会は、地域との連携を密にして、事業に対する一層の理解形成と連絡調整を図りますために、環境保全対策や安全対策など事業に係る諸問題につきまして、地域の意見、要望を聞き、具体的な対応策を協議、調整をして地元の方々に説明をするものでございます。

本市も協議会の委員として参画をしておりまして、住民理解の形成が図られるよう協力するとともに、協議、調整をした内容を事業に的確に反映し、着実に履行するよう求めるなど、市長意見が確実に守られるよう努めてまいります。

また、学識経験者につきましてはでございますが、事業の専門分野が海洋土木、あるいは地震工学、さらには、廃棄物の関係の学問というふうに多岐にわたっておりますために、あらかじめ特定の方を選任をせずに、議題に応じまして協議会に諮った上で出席を求めるということになっております。

それから次は、許可申請についてのお尋ねでございます。

許可申請書につきましては、必要な書類が整っているかどうか、それから、記載内容が法令に適合しているかどうかを審査をいたしますとともに、環境影響評価書に記載をされ

ております内容について配慮されたものになっているかどうかを確認をいたします。また、護岸及び遮水シートなど施設の安全性につきましては、必要に応じまして専門家の意見を聴取するなど、許可権者の立場で厳正に審査をいたします。

それから次に、処分場に対する指導についてのお尋ねでございます。

処分場の整備が許可申請書に記載をされました内容に適合しているかどうかを確認をするため、必要に応じて立入検査を行いますとともに、施設整備が完了したときには、使用前検査というのを行います。県は、この検査に適合した後でないと施設の使用はできないということになってございます。

それから次に、使用開始後でございますけれども、処分場の事業開始後においては、法令に基づく維持管理基準はもとより、許可申請書に記載をされた内容が遵守をされているかどうかを立入検査等により確認をいたします。そうした後に、施設の適正な管理、運営を確保するよう厳しく指導してまいります。

管理型処分場の要件を満たさなくなったときということでございますけれども、そういう場合には、県に対しまして法令に基づく施設の改善命令、あるいは、使用停止命令等の処分を行うこととなります。

最後に、処分場からの汚水等の漏出についてでございます。

県が地下水や海水の水質検査等のモニタリングというのを行う予定になっております。本市としましては、立入検査等により施設の運営管理状況やモニタリングの結果の確認を行いますとともに、必要に応じて浸出水等の検査も行いまして、処分場からの汚水等の漏出の有無をチェックしたいと考えております。

以上でございます。

○戸田満 副議長 経済局長。

◎長谷川順 経済局長 新産業の育成に関する御質問にお答えいたします。

まず、新産業育成の到達点、目標に関する御質問でございますけれども、新産業の育成に限定いたしました目標ということではございませんけれども、本市経済全体につきましては、まず第1点として市内総生産につきましては、平成7年、1995年の4兆7,100億円、これを平成22年、2010年には6兆4,900億円にと、また、就業者数につきましては、同様の期間において60万6,000人を63万2,000人に、さらには、市民所得につきましても、同様に3兆6,000億円を4兆8,000億円にとそれぞれ設定しているところでございます。この目標は、第4次広島市基本計画を受けまして、14年3月に策定いたしました広島市新産業政策において設定したものでございます。

次に、新産業育成の事業の見直しについてでございますが、これにつきましても、行政評価の視点を取り入れまして、経済情勢の変化等を踏まえまして、適宜適切に対応していくということにしております。

以上でございます。

○戸田満 副議長 都市整備局長。

◎米神健 都市整備局長 段原の土地区画整理事業につきまして数点のお尋ねがございました。

まず最初に、西部の清算金問題についてどう考えているのかということでございます。

段原西部の土地区画整理事業につきましては、平成10年10月、清算金の坪単価平均約100万円を内容とする換地計画の縦覧を行ったところ、256件の意見書が提出され、そのうち約7割が、仮換地発表当時、小宅地の権利者に約束した清算金額、坪単価平均約55万円を守ってほしいというものでございました。

それ以来、4年余りにわたりまして、住民の方々との話し合いを行ってまいりましたが、過去の約束を実行するための方策を示すことができず、いまだに理解を得るに至っておりません。換地処分を行うためには、これら256件の意見書を土地区画整理審議会に諮って意見を聞いた上、換地計画の内容を通知し、公告するという一連の手続が必要となりますが、これまでに審議を終了できたものは、清算金に関係しない10件のみでございます。現行の換地計画をそのまま審議会で認めていただき、換地処分を行うことは困難な状況となっております。このような事態に至り、関係権利者の方々に御迷惑をおかけしていることにつきましては、まことに申しわけなく思っております。現状では、清算金の交付、徴収が行えず、また、仮換地という権利者にとって不安定な状態が続くことから、早急に解決したいと考えております。

次に、審議会が中断したままですが、いつ開催するのかということでございますが、昨年9月に審議会委員の欠員に伴います補欠選挙を実施し、新たに3名の委員が選出されました。その後の審議会で、小宅地の清算金問題について何らかの対策を行うべきではないかということから、それまでの、清算金に関する内容は最後に一括審議をするという審議方法を、小宅地の清算金の意見書から先に審議するということに変更されました。

こうしたことから本市としては、小宅地の清算金問題について何らかの解決策を審議会に示さない限り、意見書の審議が進まないと判断をし、審議会の開催を中断してまいりました。今後は、できるだけ早く審議会を開催し、解決のための提案を行い審議していただきたいと考えております。

次に、段原東部の区画整理事業につきまして、まず、段原中学校の移転問題についてのお尋ねでございます。

段原東部の土地区画整理事業の実施に当たりましては、地区内にある段原中学校の移転先を地区外に求め、その跡地を事業用地として活用する計画でございます。

段原中学校の移転先として予定をしております広島県警察学校につきましては、広島港坂地区開発地内の県有地を移転候補地として協議を進めております。県警察学校は、国有財産であり、現在、県警察本部と国との間で最終的な詰めが行われております。

次に、事業の進捗状況はどうかということでございますが、段原東部土地区画整理事業につきましては、平成7年度に事業着手し、以降、民有地の買収や宅地の境界確認、基準地積の決定を行ってまいりました。また、昨年11月には地権者個々に換地先について意見、

要望をお聞きし、その内容を踏まえ、仮換地発表に向け換地設計の作業を進めてまいりましたが、提出された意見等が非常に多く、検討に時間を要し、目標としておりました本年度中ごろの仮換地発表に若干のおくれが生じております。今後の日程につきましては、今月末を目標に仮換地案を土地区画整理審議会へ報告をし、了承を得た後、個々の権利者の方々に仮換地案をお知らせしたいと考えております。

さらに、来年1月から3月にかけて、各権利者の方々にお知らせした内容を個別に説明したいと考えております。その後、仮換地案に対する権利者からの要望を受け、検討、調整を行った後、平成15年8月ごろを目標に、最初の工区の仮換地指定を行いたいと考えております。

次に、移転工事の開始はいつごろかということですが、建物移転及び道路等の公共工事につきましては、全体を幾つかの工区に区分をし、順次実施する計画でございます。この建物移転は、平成15年度の仮換地指定後に移転対象となる建物調査を実施するため、平成16年度ごろを目標に開始したいと考えております。

最後に、西部地区のようなトラブルを発生させないための方策は何かということですが、土地区画整理事業は、権利者の土地を減歩という方法で少しずつ提供していただき、道路、公園などの公共施設を整備する事業でございます。権利者の理解と協力が不可欠であると考えております。

このため、各関係権利者に対しまして必要に応じて事業の仕組みや計画内容等につきまして、広報紙の発行や説明会の開催によりお知らせをしております。特に最大の関心事であります換地先につきましては、事前に意見、要望をお聞きしたところであり、仮換地発表に際しましても、より理解が得られるよう、仮換地の地積、評価指数、減歩率、換地処分時に清算すべき指数等についてお知らせをし、宅地の形状なども個別に説明したいと考えております。今後とも権利者の方々に正確な情報を提供し、事業の円滑な推進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○戸田満 副議長 病院事業局事務局長。

◎松井正治 病院事業局事務局長 病院給食についての質問にお答えをいたします。

病院給食への遺伝子組みかえ食品、食品添加物を使用した食品の使用についてでございますが、市場には国の安全性審査をクリアしたもののみが流通しているという状況であることから、その使用について委託業者等へ特別の指導はいたしておりません。

しかしながら、委託業者からは、遺伝子組みかえ食品については使用しない方針であり、また、食品添加物については、食品衛生法により認められた物であることを確認した上で使用しているとの報告を受けております。

今後につきましては、安全性に対し不安を抱く方もおられることから、遺伝子組みかえ食品の流通状況等を踏まえながら基本的な対応方針について、早急に検討したいと考えております。

また、食物アレルギーを持つ患者への対応につきましては、入院時にカルテや問診票で患者の状況を主治医が把握しておりますので、アレルギーの原因になる給食材料は除去して提供いたしております。

以上です。

○戸田満 副議長 教育長。

◎松浦洋二 教育長 暴走族等、数点にわたる御質問がありましたので、順次お答えをいたします。

まず最初に、現在の暴走族の大きな問題の一つは、暴力団とつながっている面倒見に支配されていることです。面倒見は、集会や暴走行為などで実質的な指示を出すとともに、走り料と称する上納金を毎月徴収しており、暴走族は、面倒見に対する上納金の資金集めや遊ぶ金欲しさから、強盗、ひったくり等を繰り返すなど、ますます凶悪化、粗暴化の傾向を強めております。

本市では、このような面倒見と暴走族の関係を断ち切るため、広島市暴走族追放条例に基づき、施行以来、関係職員で毎週土曜日の夜、西新天地公共広場、中央公園のハノーバ一庭園南側広場等において違法な集会の注意活動を実施してきましたが、11月23日の夜、西新天地公共広場において違法な集会が強行され、退去命令を行う事態に至りました。このような暴走族の特攻服を誇示する実態に対し、今後も、集会の注意活動を根気よく継続し、背後で操っている面倒見の責任を警察と連携して厳しく追及するとともに、暴走族問題の根本的な解決に向けて、広島市暴走族追放基本計画に基づき、暴走族からの離脱の促進や加入の防止、居場所づくりなど、総合的な施策の実施に取り組んでいきたいと考えております。

次に、少年の居場所づくりは暴走族への加入防止、離脱促進を図る観点からも重要な取り組みであると認識をしております。このため、地域の青少年育成団体等と連携して、料理教室、パソコン教室、青少年センターのロビー劇場やサッカー教室など、文化・スポーツ活動などを通じた少年の居場所づくりを進めております。今後とも、現在策定中の広島市暴走族追放行動計画に基づき、家庭、学校、地域、職場などが連携した少年の居場所づくりの充実、拡大を図っていききたいと考えております。

また、議員御指摘の本市での雇用が可能かどうかにつきましては、関係部局等と協議、検討をしていきたいと考えております。

次に、声かけグループをどう組織化するについてでございますが、地域の大人が一体感をもって子供たちに声かけなどの活動を行うことは、青少年は地域社会からはぐくむという観点から大切であると考えております。

こうしたことから、本市におきましては、小学校区を単位に736人の地域の方々を青少年指導員に委嘱し、地域の状況に応じて、毎月2回から8回、公園や駅、コンビニエンスストアなどの前でたむろしている少年に声かけや注意をしたり、塾帰りの小・中学生や高校生などに帰宅を促したりしております。

また、中学校区を単位として地域の青少年育成団体やPTA、小・中学校の教職員等からなるふれあい活動推進協議会を設置し、パトロール活動等を通して、地域における子供の生活実態の把握に努めております。

さらに、本年度からは、フラワーフェスティバル、とうかさん、えびす講等において、すべての地区の青少年指導員による特別街頭補導活動を実施し、声かけなどを行っております。

こうした活動は、少年の問題行動等の早期発見や早期指導につながり、暴走族の加入防止として効果的でもあり、今後とも青少年の健全育成に向けて、行政はもとより、家庭、学校、地域社会が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、県警を含めた県市の連携についてでございます。

現在、暴走族対策においては、県知事が会長、県警本部長、広島市長等が副会長である広島県暴走族対策会議において、県市の連携を図りながら、暴走族追放の促進に係る啓発活動、暴走族への加入防止等の暴走族追放促進施策を推進しております。

10月10日に開催いたしました今年度の会議におきましては、こうした施策をより強化し、加入防止、脱会支援等による勢力の半減、県民に多大な恐怖感や不安感を与える集会等の一掃、暴走行為の半減、この三つを努力目標として掲げております。

また、広島市暴走族追放条例の施行以来、毎週、土曜日の夜、県警と緊密な連携をとりながら違法な集会に対する注意活動などを実施してきました。去る11月23日の夜、強行された違法な集会に対して、本市が出しました退去命令を受けて、県警がその場で面倒見1名、暴走族少年2名を現行犯逮捕したことは、これまでの連携の成果があらわれたものと考えております。

さらに、暴走族追放に関する条例の制定につきましても、平成12年に広島県暴走族追放の促進に関する条例が、平成14年に広島市暴走族追放条例が施行され、引き続いて、現在、面倒見の責任を追及するため、暴走族の結成の強要等の禁止などを内容とする条例改正案が12月県議会に上程されており、この改正条例が施行されれば、県市の連携による暴走族対策の強化がより一層図られるものと考えております。

今後とも、暴走族の根絶に向けて県市の連携を深めるとともに、その対策を徹底したいと考えております。

最後に、学校給食についてであります。

遺伝子組み換え食品や食品添加物については、教育委員会の指示に基づき、学校給食会で食品衛生法や日本農林規格の基準等を盛り込んだ学校給食用食品の規格・品質表を定め、遺伝子組み換えがなされた食材や不必要な食品添加物を含む食材など、規格・品質表に適合しない食材は使用しないこととしております。

また、学校給食用食品の規格・品質表に適合しない食材を排除するため、1、納入者に対して規格・品質表に適合した物資の納入の徹底、2、毎月の物資選定会で学校栄養職員等による表示や品質のチェック、3、随時、市教委と学校給食会による抜き取り検査の実

施を行い、児童生徒が安心して食べられる給食が提供できるよう努めているところであります。

食物アレルギーを持つ児童生徒への対応につきましては、給食物資の成分に関する情報を各学校に通知するとともに、保護者からの申し出に基づき、校長、担任、学校栄養職員、養護教諭、給食調理員等が連携を図り、アレルギーの原因となる食材を取り除いた給食を提供しているところであります。

以上でございます。

○戸田満 副議長

松坂議員。

◆1番（松坂知恒議員） 精神障害者のグループホームについてお尋ねするんですけれども、小規模作業所を営んでおられます団体がですね、これは広島市の補助対象を受けている団体なんですけれども、グループホームの申請をしたところ、どうも補助対象としての申請を受け付けられなかったという事例があります。

同一の団体が運営している通所施設については補助対象としながら、グループホームについては補助対象にしないと、同一団体が運営しているにもかかわらず、そのような同一団体に対しての市の対応が、片や補助対象にして、片や補助対象にしていないという矛盾した対応がされているんですけれども、この件については、先ほどの社会局長の答弁では、そういう事案があれば国と協議するということになっているんですけれども、改めてこれは国と協議されるんですか、その点お答えください。

出島の産廃処分場についてはですね、設置許可申請があったときに許可するのかどうかという質問に対して、環境局長は、その申請書の内容であるとか、評価書に配慮しているかどうかということを確認するということをお答えされたんですけれども、許可に当たってはですね、やはり大方の住民の理解が得られているかどうかということ、まず一番に確認すべきじゃないですか。そのために協議会をつくって、十分な科学的根拠に基づく説明を県に求めるのが市長意見ですね。そういう説明を県がして、住民が十分に理解したと、よくわかったということが確認されて初めて、広島市は許可申請を出すべきじゃないかと思うんですけれども、今の御答弁ではですね、協議会の協議は置いて、許可申請については書類上の不備がなければするんだというふうに受け取れるんですけれども、それは、その市長意見にあるような住民の理解のないままではよろしくない、そういう市長の意思に反する答弁になるのではないかとこのように懸念するんですけれども、やはり住民の理解が得られたということ、やはり広島市がしっかりと確認した上で許可申請を出すべきだと思いますけど、その点についてのお考えを改めてお聞かせください。

もう一点、段原問題ですけれども、一日も早い解決を望んでおりますし、そのように努力されているというふうに向うわけなんですけど、審議会ですね、これいつ開催されるんでしょうかね。できるだけ早くと言われながらも何カ月もたっているように感じておるんですが、せめてですね、ことし中に開催できるのか、開催すべきだと私は思いますけれども、広島市の方針をお答えください。



以上、3点よろしくお願いいたします。

○戸田満 副議長 社会局長。

◎守田貞夫 社会局長 再質問いただきました小規模作業所からグループホームへということでございます。

先ほども御答弁申し上げたとおりで、小規模作業所につきましては単市補助制度で、グループホームにつきましては国庫補助制度ということでございます。御指摘いただきました案件につきましては、再度、その団体の方と御協議させていただきまして、国庫補助にできるようにございましたら国の方と御協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○戸田満 副議長 環境局長。

◎齊藤末男 環境局長 手続論だけ申し上げますと、廃掃法では規則裁量ということになってございますので、申請内容が法令に適合しておりましたらば許可をしなければならぬというふうになってございます。

したがって、一部の住民の合意や理解が得られていないと、こういうことを理由に不許可の処分にするということではできないわけでございますけれども、先ほどから議員がおっしゃっておりますように、先ほど来から説明しております協議会が、まさしく環境影響評価条例の市長意見を受けて、それから県が設置をされたものでございますので、その中で、住民と事業者が、さらに市も入って、協議を重ねながら事業を進めていく態勢が緒についたというふうに私ども理解しておりますので、車の両輪と申しますか、そういうふうなことでやっていきたいと考えております。

○戸田満 副議長 都市整備局長。

◎米神健 都市整備局長 区画整理審議会の日程でございますが、これから委員の皆さんの日程調整に入ろうと考えております。ちょうど年末の忙しい時期に入りますので、果たして年内に開けるかどうかわかりませんが、日程が合えば年内に開きたいというふうに考えております。